

項番	項目	質 疑	回 答	提 出 書 類
8	送金方法	子と別居しているが近くにいるため、生活費は手渡しをしています。	送金の証跡を残す必要があるため手渡しは認められません。 送金方法は口座間送金に限ります。 「送金状況確認書_様式2」に、生活費を手渡ししている状況を詳細に記入し、組合員調書とともに提出してください。状況確認のうえ、別途必要な資料等をご案内します。	・送金状況確認書_様式2
9	送金方法	扶養している家族(配偶者と子供)と別居しています。生活費は、配偶者へまとめて送金していますが、配偶者と子供それぞれの口座への送金が必要ですか。	被扶養者それぞれの口座へ送金が必要です。 ただし、扶養している家族同士が同居している場合は、一人の口座へまとめて送金しても差し支えありません。	・送金状況確認書_様式2 ・送金が確認できる資料
10	単身赴任	単身赴任をしています。送金を要さない特例として、単身赴任手当の支給実績がわかる給与明細書は、直近のよいですか。	2021年中に手当が支給されたすべての月の給与明細書を提出してください。	2021年中に単身赴任手当の支給実績がわかる給与明細書(写)
11	世帯分離	両親を扶養しています。同居し生活を共にしていますが、住民票上は世帯分離をしています。何を提出すればよいですか。	それぞれの世帯における住民票の住所が枝番まで同一であれば、同居とみなします。	・それぞれの世帯における世帯全員の住民票(写)(マイナンバーと本籍の記載がないもの) ・生計同一に関する申立書(ホームページに掲載)
12	学生	2021年中は学生でした。「在学証明書」を提出すればよいですか。 (2022年に卒業された方は項番14参照)	「学校教育法第1条」に規定されている学校※及び修業期間が1年以上の専修学校、専門学校であれば、「在学証明書」を提出してください。 ※高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校(一部抜粋) ※夜間部や通信制は「学校教育法第4条」に規定されているため「在学証明書」は認められません。	・在学証明書
13	学生	学校が休業中で「在学証明書」が取得できません。代わりに「学生証(写)」でもよいですか。	「学生証(写)」では、2020年中に在学していたことが確認ができません。学校へ郵送で取得することが可能か、ご相談してください。	・在学証明書
14	学生	子どもが今年3月に高校を卒業し、4月に大学へ進学しました。現在通っている大学で在学証明書を取得すればよいでしょうか。	2021年中に在学していたことを確認しますので、2022年3月に高校を卒業したことがわかる「卒業証明書」または「卒業証書(写)」を提出してください。	どちらか1つを提出してください。 ・卒業証明書 ・卒業証書(写)
15	海外居住	被扶養者は2021年中は海外にいたので所得証明書(または課税証明書)が交付されません。何を提出したらよいですか。	「提出書類」欄の①～④の資料とそれを和訳したものを提出してください。	①確認資料の提出に関する申立書 ②海外に居住していた期間が確認できる資料(留学の場合は留学先に在学していることが確認できる資料でも可) ③送金状況確認書_様式2 及び 送金が確認できる資料 ④収入が確認できる資料(収入がある場合)